

## いま問い直す

# まちづくり権

住民のまちづくり権とは、住民がつくりあげてきた生活環境（まち）を事業者の金銭的利益獲得の目的のみによって破壊されることを許さない権利です。もっとも、住民のまちづくり権は、「これが良い景観だ」というように結論を他人に押し付けるものではなく、より良いまちづくりに向けて開かれた協議の場を設けるべきだという考え方です。住民だけでなく、事業者や行政も参加できる協議の場を設けるために、一時的に開発工事を中断してはどうかという主張です。

「まちづくり」との用語は、故・西山卯三（京都大学名誉教授）が提唱しました。また、「まちづくり権」が初めて裁判の場で取り上げられたのは、木佐茂男（北海道大学名誉教授・九州大学名誉教授）が理論的に主導した「日田市場外車券売場訴訟」です。西山卯三や木佐茂男など先人の業績を承継しつつ、もはや死語になりつつある「住民運動」の意義を今一度考えてみたいという思いがありました。

そして、都市を巡る住民の権利として日照権あるいは景観権（景観利益）が唱えられ、多くの裁判を経て一定の法改正や立法化がなされました。その延長で提唱したものです（日置雅晴『都市を巡る市民の権利と司法』現代総有第2号）。民法学の観点からは、谷大学の牛尾洋也教授が根拠付けを行っています（判例評論 749号（判例時報 2484号））。



奈良市・西大寺駅近くのマンション

2022年

**10月27日木** 19:00~21:00

お話し：針原祥次弁護士

景観と住環境を考える全国ネットワーク副代表

開催方式：Zoomによるリモート開催

参加費：無料（定員60名）

景住ネット会員以外は事前お申込みが必要です。

### 針原祥次弁護士プロフィール

針原辻岡法律事務所、大阪大学大学院高等司法研究科客員教授。

景観と住環境を考える全国ネットワーク副代表

大阪弁護士会副会長、神戸学院大学法科大学院客員教授、大阪府立大学高等教育推進機構非常勤講師、大阪府豊能町監査委員、大阪府行政不服審査会委員、大阪市公正職務審査委員会委員等を歴任

※終了後、Zoomでの懇親会を予定しています。(30分程度)

※定員に達し次第締め切らせて頂きます。

PCから  
申込み

景住ネット



スマホから  
申込み

